

# 「いずもの木づくり建築費補助金」概要

構造材にいずもの木（出雲市産材）を使用した新築、増改築を行う住宅や非住宅建築物、いずもの木を20万円以上使用した修繕・模様替えを行う住宅や非住宅建築物を対象に補助を行います。

※予算がなくなり次第終了します。

	新築・増築・改築	修繕・模様替え
補助対象者	出雲市内の住宅又は非住宅建築物で新築・増改築を行う施主	出雲市内の住宅又は非住宅建築物で修繕・模様替えを行う施主
補助金額	いずもの木の構造材への使用量 1m <sup>3</sup> あたり3万円 【上限】新築・増改築 45万円 ※中山間地域の場合は60万円	定額 5万円 ※中山間地域の場合、定額 10万円
	<p>&lt;注&gt;            ※住宅とは、住居として使用する一戸建て住宅、または、居住部分の延床面積が2分の1以上の一戸建て住宅であること。            ※非住宅建築物とは、住宅以外の用途とする民間木造建築物（モデルハウス含む）であること。            ※新築・増改築とは、建築確認済証または建築工事届に記載されている工事種別が新築、増築または改築となっていること。            ※修繕とは、劣化した部分等または低下した性能等を支障のない状態まで回復させること。            ※模様替えとは、建物を別の仕様でつくり替え、性能や品質を向上させること。            ※「いずもの木」（出雲市産材）とは、出雲市内の森林で生産された木材のこと。            ※新築、増改築の場合、材積については小数点第2以下切り捨てで算定する。</p>	
採択要件	<p>（共通）</p> <p>ア しまねの木認証センターが認証した「しまねの木」を使用し、構造材に県産木材を50%以上使用すること。</p> <p>イ 木材の製材・加工業者が、出雲市内に主たる事業所（本店）を有する者（個人事業者を含む。）であること。</p> <p>ウ 施工業者が、出雲市内に主たる事業所（本店）を有する者（個人事業者を含む。）であること。</p> <p>エ 使用された市産材について、出雲木材市場からの購入または森林法に基づく伐採届出等が提出されていること。</p>	
	（個別） いずもの木を構造材に1m <sup>3</sup> 以上使用していること	（個別） 50万円以上の工事で、出雲市産材を20万円以上使用していること

（裏面へ）

	新築・増築・改築	修繕・模様替え
申込方法	<b>1. 補助金交付申請書を提出します。</b> (1)交付申請書 (2)事業計画書 <b>【添付書類（共通）】</b> <input type="checkbox"/> 建築又は購入しようとする住宅等の概要届出書（様式 1） <input type="checkbox"/> 建築確認済証又は建築工事届の写し <input type="checkbox"/> 設計図（平面図）の写し <input type="checkbox"/> 県産材使用証明書（様式 2） <input type="checkbox"/> 県産材取扱票（様式 3） <input type="checkbox"/> 県産材生産票の写し（出雲木材市場から購入の場合は必要なし） <input type="checkbox"/> しまねの木認証書の写し <input type="checkbox"/> 市税の滞納がない証明書（市民税課で発行） <input type="checkbox"/> 中山間地域であることが分かる書類 （建設地番のみで中山間地域であることが分からない場合）	
	<b>【添付書類（個別）】</b> <input type="checkbox"/> 屋根工事完成時の全景及び内部の構造材使用状況が分かるカラー写真 （別角度で 3 枚程度）	<b>【添付書類（個別）】</b> <input type="checkbox"/> 事業費が確認できる工事契約書の写し又は見積書の写し及び材料明細 <input type="checkbox"/> 出雲市産木材に係る費用が確認できる書類（工事契約書の写し等又は納材業者が証明するもの） <input type="checkbox"/> 施工前後の工事箇所写真（カラー） <input type="checkbox"/> 領収書（工事費が分かるもの）
	<注> ※添付書類により、施工業者や木材の産地が確認できなければなりません。 ※上記の産地確認のため、木材協会出雲支部が、製材・納材業者の保管する山の売買契約、それに伴う領収書等について検査する場合があります。	
	<b>⇒ 補助金交付申請されたものについて審査を行います。</b>	
	<b>2. 竣工後に補助金の交付手続きに進みます。</b> (4)補助事業実績報告書 (5)補助金交付請求書、その他添付書類の提出	
	<b>【添付書類（個別）】</b> <input type="checkbox"/> 完成写真（別の角度で 2 枚程度）	<b>【添付書類（個別）】</b> なし

<お問い合わせ・書類提出先>

〒693-8530 出雲市今市町 70 番地  
 出雲市 農林水産部 森林政策課 森林整備係  
 電話：21-6996 FAX:21-6592  
 メール：shinrin@city.izumo.shimane.jp



いずもの木  
PR マーク